

《新旧対照の表示方法》

1 取消し線部分は、変更前

2 赤字部分は変更後

3 上記以外は、変更無し

岐阜都市計画地区計画の変更（岐阜市決定）

都市計画伊奈波地区地区計画を次のように変更する。

	名称	伊奈波地区地区計画
	位置	岐阜市米屋町、大和町、伊奈波通一丁目・二丁目、中竹屋町及び上竹屋町の各一部
	面積	約1.3ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、岐阜市の中央部に位置し、金華山のふもとにあり、歴史景観、自然景観及び眺望景観に優れ、岐阜市発祥の地として、道三、信長の城下町として発展し、歴史や文化を積み重ね、今も各所に個性豊かで歴史的な町並みが残っている。</p> <p>本地区計画では、こうした歴史景観、自然景観及び眺望景観の保全・創出並びに地区の住環境の保全・整備を目指すこととする。</p>
	土地利用の方針	歴史景観、自然景観及び眺望景観の保全・創出並びに地区の住環境の保全・整備を図りつつ、歴史・文化を活かした賑わいあるまちづくりの展開を図る。
	地区施設の整備の方針	定めず
	建築物等の整備の方針	歴史景観、自然景観及び眺望景観の保全・創出並びに住環境の保全・整備のため、建築物の用途制限、建築物の高さの最高限度並びに建築物等の形態及び意匠の制限を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>1 建築物等の色彩及び形態並びに屋外広告物の表示及び掲出については、周囲の歴史景観、自然景観並びに眺望景観との調和に努める。</p> <p>2 歴史景観の保全・創出のため、建築物等を建築する際は、周囲の歴史的建築物の屋根形状、軒の高さ若しくは壁面の位置を揃え、又は門や塀等を整備するなど町並みの連続性に努める。</p> <p>3 緑豊かで良好な地区環境を目指し、敷地内の緑化推進並びに地区内の既存樹木の保存、育成及び管理に努める。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		定めず
	地区の区分	地区の名称	歴史・文化地区
		地区の面積	約1.3ha
	建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、この地区計画の告示の日の前日に次の各号のいずれかの用途に供する建築物にあっては、引き続き同一の用途に供する場合は、この限りでない。</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する第2号から第5号までに掲げる風俗営業（同項第2号に掲げるものを除く。）又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの</p> <p>2 キャバレー</p> <p>23 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>24 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>45 倉庫業を営む倉庫</p> <p>56 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物と兼ねるものを除く。）</p> <p>67 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で準住居地域内に建築することが禁止されているもの</p>
建築物の高さの最高限度		<p>建築物の高さ（令第2条第1項第6号（ロを除く。）の規定による建築物の高さをいう。）の最高限度は、20メートルとする。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、2メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p>	

	<p>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p>	<p>1 建築物及び工作物の形態及び意匠については、次の各号のいずれにも該当していること。</p> <p>(1) 色彩は、派手な原色を避けること。</p> <p>(2) きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線その他過度に明るい照明設備を設置しないこと。</p> <p>2 屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、次の各号のいずれにも該当するもの以外は、表示又は設置してはならない。</p> <p>(1) 屋外広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の形状、色彩、意匠等は、当該物件を表示又は設置する建築物、敷地及び周囲の景観と調和が図られ、複雑な形状又は派手な原色が主体でないもの</p> <p>(2) 同一方向へ2面以上広告物等を表示又は設置する場合にあつては、各々の形状、色彩、意匠等の調和が図られているもの</p> <p>(3) 夜間に表示が必要なものにあつては、昼間の美観に配慮した照明をつけるとともに、周囲の景観に影響を与えないよう配慮されたもの</p> <p>(4) 広告物等に華美なネオン又は点滅灯が設けられていないもの</p>
--	-----------------------------	---

「区域は計画図表示のとおり」